





(株式会社の設立の場合において当該金額が十五万円に満たないときは十五万円とし、合同会社の設立の場合において当該金額が六万円こ満

**第二十二条** 登記等（第二十四条第一項に規定する免許等を除く。）を受ける者は、当該登記等（印紙納付）

（電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例）

**第十七条の三** 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第四十六条(特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記)の規定による株式会社の設立の登記は、別表第一第二十四号(一)ホに掲げる組織変更による株式会社の設立の登記とみなして、この法律の規定を適用する。  
(二)以上の登記等を受ける場合の税額)  
**第十八条** 同一の登記等の申請書(当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合には、当該登記等の嘱託書)により、別表第一に掲げる登記等の区分に応じ二以上の登記等を受ける場合における登録免許税の額は、各登記等につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額の合計金額とする。  
(定率課税の場合の最低税額)  
**第十九条** 別表第一に掲げる登記又は登録につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額が千円に満たない場合には、当該登記又は登録に係る登録免許税の額は、千円とする。  
(政令への委任)  
**第二十条** この章に定めるもののほか、登録免許税の課税標準及び税額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

下における場合その他政令で定める場合には、当該登録免許税の額が三万円以下である場合その他の登録免許税の額が三万円以上である場合その他の登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書に貼り付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。（嘱託登記等の場合の納付）

**第二十三条** 官庁又は公署が別表第一第一号から第三十一号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等にべき課されるべき登録免許税の額に相当する登記免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書（当該官庁又は公署が電子情報処理組織を使用して当該登記等の嘱託を行う場合には、当該登記等に係る登記機関の定める書類。第二十五条及び第三十三条第三項において同じ。）に貼り付けて登記官署等に提出するものとする。

2 前項の場合において、登録免許税の額が三万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項に規定する登記等の嘱託書に貼り付けて登記官署等に提出するものとする。

（免許等の場合の納付の特例）

**第二十四条** 別表第一に掲げる登記、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明で政令で定めるもの（以下この章において「免許等」という。）につき課されるべき登録免許税について、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類に貼り付けて登記官署等に提出しなければならない。

2 免許等に係る登記機関は、当該免許等に係る前項の登録免許税の納付及び書類を定めなければならぬ。この場合には、その期限を定めることにより、国に納付することができる。

項の規定による委託を受けた納付受託者(第二十四条の四第一項に規定する納付受託者)をいう。次条において同じ。)は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税又は当該委託を受けた登録免許税を、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものにより国に納付することができる。ただし、登記機関が当該財務省令で定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認することができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を前項に規定する財務省令で定める方法により国に納付する場合には、当該免許等に係る登記機関は、当該免許等につき課されるべき登録免許税の納付の期限を定めなければならぬ。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

(納付受託者に対する納付の委託)

**第二十四条の三** 登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う納付受託者に対する通知で財務省令で定めるものに基づき納付しようとするときは、当該納付受託者に納付を委託することができる。

前項の規定により免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付を委託する場合における前条第二項の規定の適用については、同項中「納付の」とあるのは、「納付の委託の」とする。

登記等を受ける者が第一項の通知に基づき登録免許税を納付しようとする場合において、納付受託者が当該登録免許税の納付の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該登録免許税の納付があつたものとみなして、国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

(納付受託者)

施することができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として登記等を所管する省庁の長（以下「所管省庁の長」）

物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

ては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。次項及び第四項において同じ。)に

(納付不足額の通知)

は、登録免許税の納期限後

（二）所管省庁の長は、前項の規定による指定をし  
て、納付事務を行なうことができる。

請求があるときは、これを提示しなければならない。

たときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなければならない。

認められたものと解してはならない。  
（納付受託者の指定の取消し）

所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を所管省庁の長に届け出なければならぬ。

号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第二十四条の四第一項に規定する指定の要件に該当しなくなったとき。

二 第二十四条の五第二項又は前条第二項の規

「たどきは 当該届出に係る事項を公示しなければならない。  
（納付受託者の納付）

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第一項の規定による委託を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた登録免許税を国に納付しなければならない。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を怠り、又は、警告書に違反し、又は帳簿を保存しなかつたと偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

納付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及びその年月日を当該委託に係る所管省庁の長に報告しなけ

2  
査を指み妨げ若しくは忌避し又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

（納付受託者の帳簿保存等の義務）

り消したときは、その旨を公示しなければならない。

2  
るところにより、附録を備え付け。これは細々と事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

二十四条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合及び第二十四条の第二項の納付の期限が免許等をした後でいつまで納付が可能か等は、第二回目

施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、財務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができることとする。

日後である場合並びに納付受託者が第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた場合には、財務省令で定めるときは、該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の

所管省庁の長は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務

事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十二条、第二十三条第二項又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書

所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作らざる記録であつて、

(当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては、当該登記等の嘱託書)の紙面と印紙の彩紋とにかけて判明に消印(ふなげしをなつや)。

（…が、さういふことはわれに言ひてゐる。電子計算機による情報処理の用に供されるるもの（…）の作成又は保存がされている場合に（…）をいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な

(課税標準及び税額の認定)  
**第二十六条** 登記機関は、登記等の申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては）

ては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。次項及び第四項において同じ。)に

**(納付不足額の通知)**  
**第二十八条** 登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等を受けた者が第二十一条から第















条までの改正規定、同法第十章第三節中同条の次に一条を加える改正規定、「第五節罰則」を「第四節罰則」に改める改正規定、同法第一百四十三条及び第一百四十五条から第百四十八条までの改正規定並びに同法附則第五条、第六条及び第八条の改正規定並びに第十四条、第五条第九号、第三十二条第七項及び第三十四条第四項の改正規定並びに附則第三条、第四条、第六条及び第十六条の規定、附則第十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く）、附則第十八条の規定（前号に掲げる改正規定を除く）、附則第十九条及び第二十条の規定、附則第二十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く）並びに附則第二十二条の規定 平成三年四月一日

附 則（平成元年一二月二二日法律第九一号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成元年一二月二二日法律第九二号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二年三月三〇日法律第六号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成二年六月二七日法律第五二号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二年六月二九日法律第六二号）抄

			附 則 (平成三年三月一五日法律第三百四十九号)抄
		(施行期日)	第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。
	附 則 (平成四年五月二九日法律第六五百号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成三年四月二六日法律第四五号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成三年四月二六日法律第四六号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条、附則第四条、第五条及び第七条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えて六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成三年五月二一日法律第六六号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成三年五月一五日法律第七五号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成三年五月一五日法律第三九号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、平成四年二月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成四年五月六日法律第六四号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。
	附 則 (平成四年五月二九日法律第六四号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
	附 則 (平成六年六月二九日法律第五六〇号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成四年五月二九日法律第六五五号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成四年六月五日法律第七七号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成四年六月二六日法律第八七号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成五年五月一九日法律第四六号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
	附 則 (平成五年一月一九日法律第五九号)抄	(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

**第一條** この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法第二十三条の改正規定、同法第二十三条规定、同法第七十一条ノ四の改正規定及び同法第七十六条の改正規定（同法附則第三条、第五条、第八条及び第九条第六項の改正規定を含む。）並びに第二条中船員保険法の目次の改正規定（福祉施設）を「福祉事業」に改める部分に限る。）、同法第三章の事業名の改正規定、同法第二十三条第二項の改正規定、同法第五十条ノ四の改正規定、同法第五章第九節の節名の改正規定（保健施設）を「保健事業」に改める部分に限る。）、同法第五十九条ノ一第一項の改正規定及び同法第六十条の次に一項を加える改正規定並びに第三条中国民健康保険法の目次の改正規定（保健施設）を「保健事業」に改める部分に限る。）、同法第六章の章名の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法第一百六条の次に一条を加える改正規定並びに第四条中老人保健法第五条の改正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法第二十五条に一項を加える改正規定並びに附則第三十条の規定並びに附則第五十六条の規定並びに附則第六十一条の規定（その他の経過措置の政令への委任）

**第六十七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成六年六月二九日法律第七六号抄）  
(施行期日)  
二 第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十八条第一項ただし書、第三十三条、第三十四条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第六十五条第二項、第一百四十三条から第一百四十六条まで、第一百四十七条第一項、第一百四十八条、第一百四十八条の二第一項、第一百四十九条から第一百五十条まで、



(施行期日) **附 則** (平成一〇年一〇月一六日法律第一二六号) 抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**附 則** (平成一〇年一〇月一六日法律第一二六号)  
（経過措置）  
**第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出团体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金

融システム改革のための関係法律の整備等に於ける法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に於ける法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券投資法、損害保険料率算出団体に於ける法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に於ける法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券取扱法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保険法、農業信用保証保険法、地震保険に於ける法律、法人に於ける法律、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に於ける法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金法、農業信用保証保険法、地震保険に於ける法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、抵当証券業の規制等に於ける法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に於ける法律、保険法、銀行法、貸資金業の規制等に於ける法律、有価証券に於ける投資顧問業の規制等に於ける法律、抵当証券業の規制等に於ける法律、精神薬取締法等の特例等に於ける法律、特定債権等に於ける事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に於ける法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に於ける法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に於ける法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に於ける法律、特定目的会社による特定資産の流動化に於ける法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に於ける法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の国相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出の法律の施行の前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他相の國の機関に対する手続がされなければならない事項で、この当の國の機関に対し報告、届出、提出その他手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新規附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。  
(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日) 抄

○号

第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第四十九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一一年四月二三日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第三十四条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年五月一四日法律第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略





## (その他の経過措置の政令への委任)

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十四年十月一日から施行する。

**施行期日**　　**一条**　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四　一から三まで　略

五　次に掲げる規定　平成十五年十月一日

六　一から二まで　略

本　第五条中登録免許税法第五条第六号の改

第一項（業務の特例）に規定する業務のうち旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第二号又は第四号（業務の範囲）に規定する事業又は」とする。新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税法別表第一号（九）イから本までに掲げる仮登記を受けた者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受け取る所有権の承認書は多額

附則（平成十四年八月一日法律第一〇三号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までは施行する。

水辺遊行者  
附 則（平成一四年一二月一三日法律第  
一五二号）抄

（施行期日）

信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日から施行する。  
(登録免許税に関する経過措置)

**第三条** 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間ににおける

納付すべき登録免許税についての第四十六条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税」という。）第二十

において、「新登録免許税法」といふ) 第二十九条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二十一条から前条までに定める方法によ

るほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる」とあるのは、「第二十一条

から前条までに定める方法により国に納付しなければならない」とし、新登録免許税法第二十一条第四項並びに第三十一条第六項及び第七項

（その他の経過措置の政令への委任）  
六条第四項並びに第三十一条第六項及び第十項の規定は、適用しない。

**第五条** 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成四年二月三日法律第一五七号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年三月三一日法律第八号抄）



を有することとされる旧鑑定評価法第十八条の規定による変更の登録を受ける不動産鑑定士補については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第二十三号（十五）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号（十五）イ中「不動産の鑑定評価に関する法律」とあるのは「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律」の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十号）附則第六条第一項（不動産鑑定士補に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律」と、同号（十五）ロ中「不動産の鑑定評価に関する法律」とあるのは「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律」とする。

**第二十九条** 附則、第二条から第十二条まで、第十六条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十六条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。た

第三章(第一節第一款及び第三款、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十七条から第三十九条まで、第四十八条(準用通則法第三条、第八条第一項、第十二条、第十六条及び第十七条を準用する部分に限る)並びに第五十一条を除く)、第四章(第五十四条、第四号及び第五十五条を除く)並びに附則第十一條から第十五条まで、第十七条(法務

省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四条第三十号の改正規定を除く。）、第十八条及び第十九条の規定（公布の日から起算して二

年を超えない範囲内において政令で定める日  
附 則（平成一六年六月九日法律第一〇二号）抄  
(施行期日)

附 則（平成一六年六月一日法律第一〇四号）抄  
（施行期日）

**第一項** この法律は平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 略  
一  
第九条、第十六条、第二十条、第二十三条  
条、第二十九条、第三十七条、第四十条及び  
二、第三十一条、第三十二条、第三十三条

第四十六条並びに附則第三十九条、第四十一条、第五十九条及び第六十七条から第七十二条までの規定（昭和廿四年一月一日）

**第七十四条** この附則に規定するもののほか、この他の経過措置の政令への委任

定  
附  
則  
（平成一六年六月一一日法律第一  
○五号）抄  
（西元一九九四）

施行期日  
**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条第三項（通則法第十一条の規定による前記の一部を除く。）は、第三

四条の規定を準用する部分に限る。」及び第三十条並びに次条から附則第五条まで、附則第七条及び附則第三十九条の規定は、公布の日から

（政令への委任）  
施行する。

第十五条 附則第十六条及び附則第十七条は定めるもののほか、管理運用法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄  
施行期日  
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

四七号) 抄 附 則 (平成六年二月一日法律第

**第一条** (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。  
附 則 (平成一六年一二月八日法律第一  
五九号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一日法律第二  
一號）抄

**第一項** この沿線は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略  
一 次に掲げる規定 平成十七年十月一日  
イ 第四条中登録免許税法別表第一(第三十四条)

号の三の次に次のよう<sup>1</sup>に加える改正規則(同表第三十四号の六(二))に掲げる登録に係る部分に限る。)

十六号の三に係る部分に限る) 平成十八年  
五一  
二月一日 第四条中登録免許税法別表第一第一四六条  
の二にて、この二項の二又三項の二項を第一四六条第一項の二  
に改め、

の沙に次のように加える改正規定（同表第四条第十六号の四に係る部分に限る。） 平成十八年三月一日

六  
イ 次に掲げる規定 平成十八年四月一日  
第十四条中登録免許法別表第一(第八号)の  
次に次のように改正する。  
号の二(二)に掲げる規定の部分を(二)

号の二（二）に掲げる登記に係る部分並に同号の（三）及び（四）に掲げる登記に係る部分のうち同号の（二）に掲げる登記に係る部分を除く。上記に付する登記は、

る部分を除く（並びに附則第八条第一項の規定及び附則第八十八条中債権譲渡の対象要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第五

四十八号) 附則第二条第三項の改正規定  
略 次に掲げる規定 債権譲渡の対抗要件に關

する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日  
イ 第四条中登録免許税法別表第一(第八号)の規定  
次に次のように加える改正規定(同表第九

十七 第四条中登録免許税法別表第一第四十七条号の二及び第四十八条号の改正規定（同号（二）に掲げる登録に係る部分に限る。）電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十七号）附則第一条第三号に定める日

十八 第四条中登録免許税法別表第一に次のようすに加える改正規定（同表第五十四号に係る部分に限る。）警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）の施行の日

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」といいう。）の規定は、施行日以後に受ける登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新登録免許税法別表第一第二十九号の三、第二十九号の五から第二十九号の十三まで、第三十号の二、第三十号の三、第三十一号の二、（三）、第三十三号の二（二）、第三十三号の三、第三十四号（三）若しくは（四）、第三十四号の三（二）若しくは（三）、第三十四号の四、第三十四号の五、第三十四号の六（二）若しくは（三）、第三十四号の八、第三十四号の九、第四十号の三、第四十号の四、第四十号の六、第四十二号（三）、第四十三号（三）、第四十三号の二（二）、第四十四号（二）若しくは（三）、第四十五号（二）、第四十五号の三（二）若しくは（三）、第四十六号（二）、第四十六号の二、第四十七号の二（二）、第四十八号（三）から（六）まで、第四十八号の四又は第五十一号から第五十三号までに掲げる登録（第八項の規定により読み替えて適用される同表第四十号の五に掲げる登録を含む。）の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合は、新登録免許税法第二十四条の二の規定は、適用しない。

3 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第一百一号。以下この項及び第五項において「厚生労働省関係法律整備法」という。）附則第五条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第四条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、

第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項、第六十五条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けたこれらの規定による登録（施行日以後に受けたものに限る。）は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十二に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

新登録免許税法別表第一第二十九号の十二（二）、第二十九号の十三、第三十号の二、第四十七号の二（二）、第四十八号（三）から（五）まで又は第四十八号の四に掲げる登録の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合において、当該申請書の提出に際し当該登録に係る手数料の納付をしているときは、当該納付をした手数料の額は、新登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部として納付したものとみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

厚生労働省関係法律整備法附則第六条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第五条の規定による改正後の作業環境測定法（昭和五十一年法律第二百八十九号）第五条又は第四十四条第十年法律第二百八十九号）第五条又は第四十四条第一項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けたこれらの規定による登録（施行日以後に受けたものに限る。）は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十三（一）に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

施行日から平成十八年三月三十一日までの間に受けた新登録免許税法別表第一第三十号の二に掲げる登録に係る同号の規定の適用について（二）又は（三）に掲げる登録の申請書を平成十七年一月一日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日から平成十七年六月三十日までの間に当該申請書に係る登録を受ける場合は、当該登録については、登録免許税を課さない。

**(施行期日)** **九号** 抄  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**附 則** (平成一七年五月二日法律第三十九号) 抄  
**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)**  
**第八条** 附則第三条第一項に規定する者及び同条第二項の規定により従前の例による衛生検査技師の免許を受ける者については、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十一号)第五条の規定による改正前の登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第一二十三号(六)の規定は、なおその効力を有する。  
**附 則** (平成一七年五月六日法律第四〇号) 抄  
**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
**附 則** (平成一七年五月二〇日法律第四五号) 抄  
**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 略  
**二** 第二条並びに次条から附則第四条まで及び附則第八条から第十一条までの規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から算する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。



けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一「五百五十二号」(一)に掲げる登録に係る同号(一)の規定の適用については、同号(二)中「登録及び同法第四十九条第一項(測量士及び測量士補の登録)の測量士が受ける登録」とあるのは「登録」と、「九万円」とあるのは「三万円」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年五月一七日法律第三百五十二号)抄

(施行期日) 平成一八年五月一七日法律第三百五十二号抄

(施行期日) 平成一八年五月一七日法律第三百五十二号抄

第一条 この法律は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年五月一七日法律第三百五十二号)抄

(施行期日) 平成一八年五月一九日法律第四百四十九号抄

二 第一条中港湾法第五十六条の二の二の改正規定、同条の次に十八条を加える改正規定並びに同法第五十六条の三第二項及び第四項並びに第六十一条から第六十三条までの改正規定並びに第三条の規定並びに附則第六条、第八条、第九条、第十条第一項、第十一條、第十二条、第十七条、第十九条及び第二十条の規定 平成十九年四月一日

附 則 (平成一八年五月一九日法律第四百四十九号)抄

(施行期日) 平成一八年五月一九日法律第四百四十九号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条中道路運送車両法の目次の改正規定、同法第二十二条の見出しの改正規定及び同条に四項を加える改正規定、同法第九十六条の四第一項の改正規定、同法第六章の二の次に一章を加える改正規定、同法第一百条第一項の改正規定、同法第一百二条第一項及び第二項の改正規定(同条第一項第一号の改正規定を除く)、司法第一百七条第七号の改正規定、

同法第百十条第一項の改正規定（同項第三号中「第九十六条の九」の下に「（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）」を加える部分及び同項第十号に係る部分に限る。）並びに同法第百十三条の改正規定並びに附則第十六条及び第二十六条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一（第百二十四号の改正規定に限る。）の規定）公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**附 則（平成一八年六月一四日法律第六六号）抄**  
この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。  
**附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。  
**附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄**  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第十条並びに附則第四条、第三十三条规定  
二 第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定  
三 二から四まで 略  
五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十八条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百十五条、第一百六条、第一百八十八条、第一百二十九条並びに第一百二十九条の規定 平成二十年十月一日  
（処分、手続等に関する経過措置）  
**第一百三十二条** この法律の施行前に改正前のそれの法律（これに基づく命令を含む。以下この

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第三百三十三条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成一八年一二月二〇日法律第六一四号抄）**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び 二 略

三 第三条の規定並びに附則第十六条、第四十条、第四十二条及び第六十五条の規定（施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）おいて政令で定める日から施行する。

**附 則（平成一九年三月三〇日法律第六号抄）**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から 六 ま で 略

七 次に掲げる規定（信託法（平成十八年法律第一百八号）の施行の日）

イから二まで 略  
本 第五条中登録免許税法第十四条第一項の  
改正規定、同法別表第一第三号の改正規定  
定、同表第二十八号の次に次のように加え  
る改正規定、同表第三十五号（九）の改正  
規定、同表第三十八号の改正規定及び同表  
第三十九号の改正規定

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

**第五十一条** 第五条の規定による改正後の登録免  
許税法（第十四条第一項、別表第一第三号、同  
表第二十八号の二、同表第三十五号（九）及び  
同表第三十八号を除く。）の規定は、施行日以  
後に受けた登記、登録又は認定に係る登録免許  
税について適用し、施行日前に受けた登記、登  
録又は認定に係る登録免許税については、なお  
従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第一百五十八条** この附則に規定するもののほか、  
この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令  
で定める。

**附 則（平成一九年五月一一日法律第三  
六号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から施  
行する。ただし、第一項中産業活力再生特別  
措置法第二条に五項を加える改正規定（同章第  
二十項及び第二十一項に係る部分に限る。）及び  
同法第四章中第三十三条を第五十七条とし、  
同条の次に一節を加える改正規定（同章中第三  
十三条を第五十七条とする部分を除く。）並び  
に附則第九条及び第十二条の規定は、公布の日  
から起算して一年六月を超えない範囲内におい  
て政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

**第九条** 附則第二条から前条までに定めるものの  
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置  
は、政令で定める。

（調整規定）



更（整備法第三条第一項ただし書に規定する定款の変更に基づく名称の変更を含む。）を行ふ場合の登記で次に掲げるもの

イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一一条第二項第二号に掲げる事項の変更の登記並びに同項第四号、第七号及び第九号から第十七号までに掲げる事項（同項第四号に掲げる事項にあっては、「一般社団法人の存続期間に限る。」）の変更の登記（同項第二号に掲げる事項の変更の登記と併せてするものに限る。）

ロ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百十二条第二項第一号に掲げる事項の変更の登記

ハ 整備法第二十二条第四項に規定する登記整備法第一百三十三条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人が整備法第四十五条の認可を取り消され整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人（次号において「特例民法法人」という。）となる場合における当該一般社団法人又は一般財団法人の解散の登記

五 次に掲げる場合における登記等に係る名義人の名称の変更の登記等

イ 整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人が整備法第三十二条の規定による手続を終了して一般社団法人となる場合

ロ 特例民法法人が整備法第四十四条の認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人となる場合

ハ 特例民法法人が整備法第四十五条の認可を受けて通常の一般社団法人又は一般財团法人となる場合

二 前二号に規定する場合のいずれかに該当するとき。

（この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置）

**第一百十九条の二** この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關する必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の委任）

**第一百二十条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則		(平成二〇年五月一一日法律第二十六)
(施行期日)		第一 条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年五月一三日法律第三)		第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
九号抄 (平成二〇年五月一三日法律第四)		第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二〇年五月三〇日法律第四)		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法律の公布の日から、第二条並びに次条並びに附則第三条、第八条及び第九条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。
八号抄 (平成二〇年五月三〇日法律第四)		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二〇年五月三〇日法律第四)
九号抄 (平成二〇年五月三〇日法律第四)		第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二〇年五月三〇日法律第四)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二〇年五月三〇日法律第四)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年六月六日法律第五)		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二〇年六月六日法律第五)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年六月六日法律第五)		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二〇年六月六日法律第五)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二〇年六月六日法律第六)		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
(施行期日)		五号抄 (平成二〇年六月一八日法律第七)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七)		五号抄 (平成二〇年六月一八日法律第七)
(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二〇年六月三一 日法律第一)		第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二〇年六月三一 日法律第一)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二〇年六月三一 日法律第一)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
(税制の抜本的な改革に係る措置)		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
第一百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保険給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、から令和元年までの期間をいう。の半ばまでに		第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

3 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）を用いる。の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一體化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立つて複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を





(政令への委任)

(政令への委任)  
**第十三条** この附則に規定するもののほか、この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行に関し必要な

条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。  
**(政令への委任)**

(登録免許税法の一部改正に伴う調整規定)

(政令への委任)  
**第二十七条** この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)抄号附則(平成二四年四月六日法律第二七)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二七日法律第四  
七号) 抄

**施行期日** 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

一から三まで 略  
当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、施行する。

四 附則第十七条、第二十一条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条、第四十一条から第四十八条まで、第五十条、第五十五

条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第七十一条及び第七十八条の規定 施行日から起算して十月を超えない範囲内において政

令で定める日  
附 則（平成二四年八月一〇日法律第五  
七号）抄

（施行期日）  
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

する。  
附 則 (平成二四年八月二二日法律第六  
七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日  
附 則（平成二四年九月五日法律第七六号）少

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経て、本法の範囲内において政令で定める日から

施行する。  
附 則  
(平成二四年九月五日法律第八四)  
号) 少

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

施行する。



<p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第二百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p><b>第二百一十四条</b> 存続連合会が受けける前条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の二の二の項の第三欄に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。</p> <p>2 存続厚生年金基金が受けける前条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の六の項の第三欄に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p><b>第二百五十三条</b> この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>
--

<p><b>附 則</b> (平成二五年六月二八日法律第七〇号) 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二五年一月二七日法律第七八三号) 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二五年一月二七日法律第七八四号) 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
--

<p><b>附 則</b> (平成二五年一月二七日法律第七八三号) 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二五年一月二七日法律第七八四号) 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二五年一月二七日法律第七八四号) 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
---

<p><b>附 則</b> (平成二五年一月二七日法律第七八四号) 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二五年一月二七日法律第七八四号) 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二五年一月二七日法律第七八四号) 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
---



第一条、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条の規定、附則第五十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百四号）第二条第五項第二号の改正規定（同法第五十四条）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定（平成二十八年四月一日までの間ににおいて政令で定める日）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二十五日法律第八四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。  
(政令への委任)

第六条 附則第三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九一號) 抄  
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九二號) 抄  
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月七日法律第二〇〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二二日法律第二六二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一項の規定、第五条中健康保険法第九十一条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び司法第八

十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基  
金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十  
五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、  
第六十二条及び第六十七条から第六十九条ま  
での規定、公布の日

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附  
則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一  
条から第二十五条まで、第三十三条から第四  
十四条まで、第四十七条から第五十一条まで  
で、第五十六条、第五十八条及び第六十四条  
の規定 平成二十八年四月一日

附 則（平成二七年六月二四日法律第四  
七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条中電気事業法目次の改正規定、同法第三十五条第一項の改正規定、同法第五章の章名の改正規定及び同法第六十六条の二の改正規定並びに第四条、第七条、第十一条及び第十四条の規定並びに次条、附則第二十二条、第六项、第二十八条第五项、第三十五条、第三十六条（附則第十八条第一項及び第四项、第十九条第二項及び第四项、第二十六条第一項及び第四项並びに第三十二条第一項及び第四项に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十条、第四十九条、第五十条（第五项を除く。）、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条から第六十二条まで、第六十三条（第四项を除く。）、第六十四条から第六十八条まで及び第七十六条の規定、附則第七十七条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）附

則第七十八条第七項から第十項までの規定、附則第八十三条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附則第八十四条の規定並びに附則第八十五条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一百三号の改正規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）





第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第二項）を「第六十八条第一項」に改める部分に限る。）、第二十二条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第三項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一條中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定、公布の日

一 略

一 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（並びに第一百三十二条）を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分に限る）、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同法第五十条まで並びに同法第八十二条の改正規定（本店の所在地における」を削る部分に限る）、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（本店の所在地における」を削る部分に限る）並びに同法第九十五条、第一百一条、第一百八条及び第一百三十八条の改正規定、第九条中社債、株式等の振替に関する法律第五十二条第一項第一号の改正規定、同法第一百五十五条第一項の改正規定（以下この条の下に「及び第一百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る）、同法第一百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第一百二十八条五百九十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る）、同条第二項の表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の改正規定（今まで」の下に「、第二百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第二十一条第二項から第二十三項までの規正規定、第十条第二項から第二十三項までの規

おいて準用する商業登記法第百四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。)並びに同法正規定及び同法第二十五条の改正規定(「第二十三条の二まで、」を「第十九条の三まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。)同法第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項の改正規定(「第三百五十五条第一項本条及び第四項」の下に「から第六項まで」を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第百七十五条」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条において準用する商業登記法第百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第三十八条中金融機関の併合及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定(同条中協同組織金融機関

と」を加える部分を除く。) 及び同法第三百六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定(「第三項を除く。」)を削る部分に限る。)、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分に限る。)、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)並びに同法第八十三条の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十一条中医療組合法第八十三条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第七十七条中農業協同組合法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定(同条第四号中「第五十二条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。)、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定(第十七条(第三項ヲ除ク)を「第十七条」に改める部分に限る。)、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第二百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水規

附則（令和二年三月三一日法律第八号）抄

**第一条** この法律は、令和二年四月一日から施行する。

規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六条第四項の改正規定（第六条の十一）を「第六十六条の十」に改める部分に限る。）及び同法附則第二十三条第三項の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条から第十二条まで及び第二十八条の規定（各号に定める日から施行する。）

附 則（令和二年六月一二日法律第五〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十七条の規定（公布の日）

二 第三条中金融商品取引法第百五十六条の六十三から第五十六条の六十六までの改正規定、同法第一百五十六条の七十四第一項第一号の改正規定、同法第一百五十六条の七十五の改正規定、同法第一百九十八条の六の改正規定及び同法第二百八条第二十六号の二の改正規定並びに第十四条の規定並びに附則第三条から第十六条まで、第二十条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十九号の改正規定に限る。）、第二十一条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十二の項の改正規定に限る。）、第二十五条（金融庁設置法（平成十年法律第一百三十号）第四条第一項第三号ナの改正規定に限る。）及び第二十六条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

（政令への委任）

第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年六月一二日法律第五二号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定（第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定



## 四 第一条（建築物のエネルギー消費性能の向

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定まる日から施行する。

三二一は  
當該各号に定める日から施行する  
附則第十九条の規定 公布の日

三説各号は定める日から施行する。

三 第四条の規定（電気事業法第十九条の規定）は、第五款承継（第五十五条の二）を、「第五款 承継（第五十五条の二）」を、「第五款 承継（第五十五条の二）」に第六款認定高額保安装置設置者（第五十五条の三）

（令和五年五月一二日法律第二四  
号）少附則（令で定める日）

試定高周波電気炉用語彙者 第五十五条の三  
第五十五条の十三)」に改める部分に限  
る。同法第三章第二節に一款を加える改正  
規定、同法第五条の次に一条を加える改正

規定、同法第二百三十三条の第一項第一号に規定する事務官の職務の執行に係る部分を除く。同法第二百三十三条の第一項第一号に規定する事務官の職務の執行に係る部分を除く。

る起算する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

正規法、同法第二十一条第一号の改正規定（第五十五条の二第三項）の下に、同法第五十五条の二を加える部分を限る。同条第五号の改

四 第二十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六条、第七条、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規

正規定及び同条第八号の次に「一号を加える改正規定を除く。」並びに附則第四条、第五条、第八条から第十条まで、第十五条及び第十八

四 条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日  
第一條の規定並びに次条並びに附則第三

項の改正規定（「第二十三条」を「第二十一  
条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、  
附則第二十条の規定（中心市街地の活性化に

条、第十二条及び第十三条の規定、附則第十四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第二百二十九号）

に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十条第二項の改正規定（「第二十三條」を「第二十二条の五」に改める部分に限る。）を

四十九号) 第三十七条の六第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条の規定 この法律の施行の日から起算して三年を経過した日

除く)、附則第二十一条の規定、附則第二十二条の規定(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律)(平成十七年法律第八十五

(政令への委任)  
**第十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関するもの）

号) 第十二条第二項の改正規定を除く。)、附則第二十三条の規定、附則第二十四条の規定(地域公共交通の活性化及び再生に関する法

る経過措置を含む。) は、政令で定める。  
附 則 (令和五年三月三一日法律第三  
号) 抄

律（平成十九年法律第五十九号）第二十七條の五第二項の改正規定（第十五條第一項）を「第十六條第一項」に改める部分に限る。）

**第一条** (施行期日) この法律は、令和五年四月一日から施行する。

、同法第二十七条の十九の改正規定（第十五條）を「第十六条」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条第二項の改正規定（第

(政令への委任)  
**第七十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十五条の規定(観光圏の整備による観光旅客の来訪

附則（令和四年六月二二日法律第七四号）抄

附則（令和五年四月二八日法律第一八号）抄





(六) 抵当権の移転の登記												え、仮処分又は抵当付 債権の差押えその他権 利の処分の制限の登記	
(七) 根抵当権の一部 譲渡又は法人の分割に よる移転の登記												イ 相続又は法人の合 併による移転の登記	
(八) 抵当権の順位の 変更の登記												ロ その他の原因によ る移転の登記	
(九) 貸借権の先順位 抵当権に優先する同意 の登記												ロ その他の原因によ る移転の登記	
(十) 信託の登記												ロ その他の原因によ る移転の登記	
(十一) 仮登記												ロ その他の原因によ る移転の登記	
(十二) 付記登記、抹 消された登記の回復の 登記又は登記事項の更 正若しくは変更の登記 (これら登記のうち (二)から(十一)までに 掲げるものを除く。)												ロ その他の仮登記	
(十三) 登記の抹消												(十三) 登記の抹消	
(一) 新規登記又は移 転登記												(一) 登記の抹消	
(二) 移転の登記												(二) 登記の抹消	
(三) 抵当権の移転の 登記												(三) 登記の抹消	
(四) 根抵当権の一部 譲渡又は法人の分割に よる移転の登記												(四) 登記の抹消	
(五) 抵当権の順位の 変更の登記												(五) 登記の抹消	
(六) 信託の登記												(六) 登記の抹消	
(七) 信託の登記												(七) 登記の抹消	
(八) 信託の登記												(八) 登記の抹消	
(九) 付記登記、抹 消された登記の回復の 登記又は登記事項の更 正若しくは変更の登記 (これら登記のうち (二)から(八)までに 掲げるものを除く。)												(九) 登記の抹消	
(十) 登記の抹消												(十) 登記の抹消	
(十一) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(十一) 登記の抹消	
(十二) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(十二) 登記の抹消	
(十三) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(十三) 登記の抹消	
(十四) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(十四) 登記の抹消	
(十五) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(十五) 登記の抹消	
(十六) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(十六) 登記の抹消	
(十七) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(十七) 登記の抹消	
(十八) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(十八) 登記の抹消	
(十九) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(十九) 登記の抹消	
(二十) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(二十) 登記の抹消	
(二十一) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(二十一) 登記の抹消	
(二十二) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(二十二) 登記の抹消	
(二十三) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(二十三) 登記の抹消	
(二十四) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(二十四) 登記の抹消	
(二十五) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(二十五) 登記の抹消	
(二十六) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(二十六) 登記の抹消	
(二十七) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(二十七) 登記の抹消	
(二十八) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(二十八) 登記の抹消	
(二十九) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(二十九) 登記の抹消	
(三十) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(三十) 登記の抹消	
(三十一) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(三十一) 登記の抹消	
(三十二) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(三十二) 登記の抹消	
(三十三) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(三十三) 登記の抹消	
(三十四) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(三十四) 登記の抹消	
(三十五) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(三十五) 登記の抹消	
(三十六) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(三十六) 登記の抹消	
(三十七) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(三十七) 登記の抹消	
(三十八) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(三十八) 登記の抹消	
(三十九) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(三十九) 登記の抹消	
(四十) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(四十) 登記の抹消	
(四十一) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(四十一) 登記の抹消	
(四十二) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(四十二) 登記の抹消	
(四十三) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(四十三) 登記の抹消	
(四十四) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(四十四) 登記の抹消	
(四十五) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(四十五) 登記の抹消	
(四十六) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(四十六) 登記の抹消	
(四十七) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(四十七) 登記の抹消	
(四十八) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(四十八) 登記の抹消	
(四十九) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(四十九) 登記の抹消	
(五十) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(五十) 登記の抹消	
(五十一) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(五十一) 登記の抹消	
(五十二) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(五十二) 登記の抹消	
(五十三) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(五十三) 登記の抹消	
(五十四) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(五十四) 登記の抹消	
(五十五) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(五十五) 登記の抹消	
(五十六) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(五十六) 登記の抹消	
(五十七) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(五十七) 登記の抹消	
(五十八) 航空機の登記 (航空機の信託の登記を含む。)												(五十八) 登記の抹消	
(五十九) 航空機の登記 (航空機の													



(三) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記										七 鉄道財團、軌道財團又は運河財團の登記 (これらの財團の信託の登録を含む。)	
(一) 抵当権の設定又は強制競売若しくは強制管理の申立ての登記										二 抵当権の順位の変更の登記	
(二) 抵当権の移転の登記										三 抵当権の信託の登記	
(四) 抵当権の順位の変更の登記										四 抵当権の移転の登記	
(五) 信託の登記										五 付記登記、仮登記、ト登記の抹消	
(六) 付記登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これらの中のうち(一)から(五)までに掲げるものを除く。)										六 付記登記、仮登記、ト登記の抹消	
(七) 登記の抹消										七 登記の抹消	
八 動産の抵当権に関する登記又は登記を含む。(動産の抵当権の信託の登記)										八 動産の抵当権に関する登記又は登記を含む。	
(一) 農業用動産の抵当権の設定の登記										九 動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記	
(二) 建設機械の抵当権に関する登記										十 著作権の登記(著作権の信託の登記を含む。)	
(三) 債権の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記										(一) 動産の譲渡の登記	
(四) 登記の抹消										(二) 動産の譲渡の登記	
(五) 債権の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記										(三) 自動車の抵当権に関する登記	
(六) 債権の譲渡又は債権の設定の登記										(四) 著作権を目的とする質権の設定又は著作権若しくは当該質権の処分の制限の登記	
(七) 債権の譲渡又は債権の設定の登記										(五) 著作権以外の権利の信託の登記	
(八) 登記の抹消										(六) 第一発行年月日の登記	
(九) 債権の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記										(七) 抹消した登記の回復の登記又は登記の正若しくは変更の登記	
(十) 債権の譲渡又は債権の設定の登記										(八) 登記の抹消	
(十一) 出版権の登記(出版権の信託の登記を含む。)										(九) 債権の譲渡又は債権の設定の登記	
(十二) 出版権の設定の登記										(十) 出版権の登記	
(十三) 出版権の移転の登記										(十一) 出版権の登記(出版権の信託の登記を含む。)	
(十四) 出版権の移転の登記										(十二) 出版権の登記	
(十五) 出版権の移転の登記										(十三) 出版権を目的とする質権の設定又は出	
(十六) 出版権の移転の登記										(十四) 出版権若しくは当該質権の処分の制限の登記	
(十七) 出版権の移転の登記										(十五) 出版権の登記	
(十八) 出版権の登記										(十六) 出版権の登記	
(十九) 出版権の登記										(十七) 出版権の登記	
(二十) 出版権の登記										(十八) 出版権の登記	
(二十一) 出版権の登記										(十九) 出版権の登記	
(二十二) 出版権の登記										(二十) 出版権の登記	
(二十三) 出版権の登記										(二十一) 出版権の登記	
(二十四) 出版権の登記										(二十二) 出版権の登記	
(二十五) 出版権の登記										(二十三) 出版権の登記	
(二十六) 出版権の登記										(二十四) 出版権の登記	
(二十七) 出版権の登記										(二十五) 出版権の登記	
(二十八) 出版権の登記										(二十六) 出版権の登記	
(二十九) 出版権の登記										(二十七) 出版権の登記	
(三十) 出版権の登記										(二十八) 出版権の登記	
(三十一) 出版権の登記										(二十九) 出版権の登記	
(三十二) 出版権の登記										(三十) 出版権の登記	
(三十三) 出版権の登記										(三十四) 出版権の登記	
(三十四) 出版権の登記										(三十五) 出版権の登記	
(三十五) 出版権の登記										(三十六) 出版権の登記	
(三十六) 出版権の登記										(三十七) 出版権の登記	
(三十七) 出版権の登記										(三十八) 出版権の登記	
(三十八) 出版権の登記										(三十九) 出版権の登記	
(三十九) 出版権の登記										(四十) 出版権の登記	
(四十) 出版権の登記										(四十一) 出版権の登記	
(四十一) 出版権の登記										(四十二) 出版権の登記	
(四十二) 出版権の登記										(四十三) 出版権の登記	
(四十三) 出版権の登記										(四十四) 出版権の登記	
(四十四) 出版権の登記										(四十五) 出版権の登記	
(四十五) 出版権の登記										(四十六) 出版権の登記	
(四十六) 出版権の登記										(四十七) 出版権の登記	
(四十七) 出版権の登記										(四十八) 出版権の登記	
(四十八) 出版権の登記										(四十九) 出版権の登記	
(四十九) 出版権の登記										(五十) 出版権の登記	
(五十) 出版権の登記										(五十一) 出版権の登記	
(五十一) 出版権の登記										(五十二) 出版権の登記	
(五十二) 出版権の登記										(五十三) 出版権の登記	
(五十三) 出版権の登記										(五十四) 出版権の登記	
(五十四) 出版権の登記										(五十五) 出版権の登記	
(五十五) 出版権の登記										(五十六) 出版権の登記	
(五十六) 出版権の登記										(五十七) 出版権の登記	
(五十七) 出版権の登記										(五十八) 出版権の登記	
(五十八) 出版権の登記										(五十九) 出版権の登記	
(五十九) 出版権の登記										(六十) 出版権の登記	
(六十) 出版権の登記										(六十一) 出版権の登記	
(六十一) 出版権の登記										(六十二) 出版権の登記	
(六十二) 出版権の登記										(六十三) 出版権の登記	
(六十三) 出版権の登記										(六十四) 出版権の登記	
(六十四) 出版権の登記										(六十五) 出版権の登記	
(六十五) 出版権の登記										(六十六) 出版権の登記	
(六十六) 出版権の登記										(六十七) 出版権の登記	
(六十七) 出版権の登記										(六十八) 出版権の登記	
(六十八) 出版権の登記										(六十九) 出版権の登記	
(六十九) 出版権の登記											













二 登記の更正の登記	申請件数	一件につき六千円
(一) 信託法(平成十八年の二限定期の登記)	申請件数	一件につき三万円
八百三十二条(限定期の登記)	申請件数	一件につき三万円
任信託の定めの登記)	申請件数	一件につき三万円
の登記	申請件数	一件につき三万円
(二) 信託法第二百三十三条第一項(変更の登記)	申請件数	一件につき三万円
事務処理地においてする同法第二百三十二条各号に掲げる事項の登記	申請件数	一件につき三万円
記	申請件数	一件につき三万円
(三) (一)、(二)及び(四)から(六)までに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき三万円
(四) 登記の更正の登記	申請件数	一件につき三万円
(五) 登記の抹消(六)二に掲げる登記を除く。)	申請件数	一件につき三万円
ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき三万円
ハ 清算受託者の登記	申請件数	一件につき三万円
二 登記の更正の登記	申請件数	一件につき三万円
又は登記の抹消	申請件数	一件につき三万円
(二) 個人につきその本店の所在地においてする登記	申請件数	一件につき三万円
イ 商号の新設の登記	申請件数	一件につき三万円
又はその取得による変更の登記	申請件数	一件につき三万円
ロ 支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき三万円
二十九個人の商業登記	申請件数	一件につき三万円
三十二人の資格の登録	申請件数	一件につき三万円
(注)社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第十四条の十一の三第一項(紛争能証明)	申請件数	一件につき三万円
三十一船舶管理人の登記	申請件数	一件につき三万円
(二) 民法(明治九年法律第八十九号)第七百五十六条(夫婦財産契約の対抗要件)の登記	申請件数	一件につき三万円
(三) 登記の抹消	申請件数	一件につき三万円
三十外國公認会計士の登録	申請件数	一件につき三万円
(一) 船舶管理人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき三万円
ロ (二) 本に掲げる登記に掲げる登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記	申請件数	一件につき三万円
三十二人の資格の登録	申請件数	一件につき三万円
(二) 登記事項の更正	申請件数	一件につき三万円
又は変更の登記	申請件数	一件につき三万円
三十三外國公認会計士法第十号の登録	申請件数	一件につき三万円
(二) 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第六条第一項(登録)の登録	申請件数	一件につき三万円
六条の二第一項(外国公認会計士の登録)で資格を有する者の特例)の外國公認会計士の登録	申請件数	一件につき三万円
(二) 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第六条第一項(登録)の登録	申請件数	一件につき三万円
正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条の十八(登録)の登録	申請件数	一件につき三万円
政治資金監査人の登録	申請件数	一件につき三万円
(三) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第八条(弁護士の登録)の登録	申請件数	一件につき三万円
(四) 外國弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第二十五条第一項(登録)の外國法事務弁護士の登録	申請件数	一件につき三万円
(五) 司法書士の登録	申請件数	一件につき三万円
又は認定	申請件数	一件につき三万円
イ 司法書士法(昭和二十五年法律第一百九十七号)第八条第一項(司法書士名簿の登録)	申請件数	一件につき三万円
ロ 司法書士法第三条第二項第二号(簡裁訴訟代理等関係業務の認定)の認定	申請件数	一件につき三万円
イ 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第八条第一項(土地家屋調査士名簿の登録)の土地家屋調査士の登録	申請件数	一件につき三万円
ロ 土地家屋調査士法(昭和二年法律第二百二十九号)第八条第一項(土地家屋調査士名簿の登録)の土地家屋調査士の登録	申請件数	一件につき三万円
ロ (七) 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第十八条(登録)の税理士の登録	申請件数	一件につき三万円
正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条の十八(登録)の登録	申請件数	一件につき三万円
(八) 技術士法(昭和五十八年法律第二百五号)第三十二条第一項又は第二項(登録)の登録	申請件数	一件につき三万円
技術士又は技術士補の登録	申請件数	一件につき三万円
ロ 技術士補の登録	申請件数	一件につき三万円
イ 技術士の登録	申請件数	一件につき三万円
(八の二) 公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)第二十八条(登録)の公認心理師の登録	申請件数	一件につき三万円
法(平成二十七年法律第六十八号)第二十八条(登録)の公認心理師の登録	申請件数	一件につき三万円
(九) 法令の規定により国行政機関に備える名簿にする次に掲げる登録	申請件数	一件につき三万円

		イ 次に掲げる者の新規登録	
(1) 医師又は歯科医師の登録		(二号) による言語聴覚士名簿にする登録	
(2) 薬剤師の登録		イ 言語聴覚士法第六条第一項(登録)の言語聴覚士の登録	
(3) 保健師、助産師、看護師、理学療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、作業療法士、臨床工学視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士の登録		(十三) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十七号)によるあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿にする登録	
ロ イ (1) から (3)までに掲げる者に係る登録事項の変更の登録		(十四) 柔道整復師法(昭和四十五年法律第九号)による柔道整復師名簿にする登録	
(十) 歯科衛生士法(昭和三十三年法律第二百四号)による歯科衛生士名簿にする登録		(十五) 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第四条第三項(登録)の柔道整復師の登録	
(十一) 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)による救急救命士名簿にする登録		(十六) 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)による理容師名簿にする登録	
(十二) 言語聴覚士法(平成九年法律第三十一条)の登録		(十七) 美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)による美容師登録	
(十三) 救急救命士法第六条第一項(登録)の救急救命士の登録		(十八) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第二十八条(登録)の社会福祉士の登録又は同法第四十二条第一項(登録)の准介護福祉士の登録	
(十四) 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十号)による柔道整復師名簿にする登録		(十九) 精神保健福祉士法(平成九年法律第一百三十一号)第二十八条(登録)の精神保健福祉士の登録	
(十五) 栄養士法(昭和二十四年法律第八十六号)による栄養士名簿にする登録		(二十) 獣医師法(昭和二十四年法律第六十号)第七条第一項(登録)の獣医師の登録	
(十六) 理容師法(昭和二十四年法律第五十号)第五項(獣医師法附則第十条第一項(登録)の準用)において準用する同法第七条第一項の獣医師登録		(二十一) 職業能定力開発促進法(昭和十四年法律第六十四号)第三十条の十九第一項(キャリアコンサルタントの登録)のキャリアコンサルタントの登録	
(十七) 計量法(平成四年法律第五十一条)第一項(登録)の計量士の登録		(二十二) 第二種作業環境測定士の登録	
(十八) 犬猫等の登録		(二十三) 計量法(平成四年法律第五十二条第一項)の登録	
(十九) 犬猫等の登録		ハ 登録事項の変更の登録	
(二十) 愛玩動物看護師名簿による愛玩動物看護師の登録		(二十一) 社会保険労務士法による社会保険労務士名簿にする登録	
(二十一) 愛玩動物看護師名簿による愛玩動物看護師の登録		(二十二) 作業環境測定士の登録	
(二十二) 作業環境測定士の登録		(二十三) 第一種作業環境測定士の登録	
(二十三) 第一種作業環境測定士の登録		(二十四) 第二種作業環境測定士の登録	
(二十四) 第二種作業環境測定士の登録		(二十五) 職業能定士の登録	
(二十五) 職業能定士の登録		(二十六) 職業能定士の登録	
(二十六) 職業能定士の登録		(二十七) 球根植物の登録	
(二十七) 球根植物の登録		(二十八) 犬の登録	
(二十八) 犬の登録		(二十九) 犬の登録	
(二十九) 犬の登録		(三十) 犬の登録	
(三十) 犬の登録		(三十一) 犬の登録	
(三十一) 犬の登録		(三十二) 犬の登録	
(三十二) 犬の登録		(三十三) 犬の登録	
(三十三) 犬の登録		(三十四) 犬の登録	
(三十四) 犬の登録		(三十五) 犬の登録	
(三十五) 犬の登録		(三十六) 犬の登録	
(三十六) 犬の登録		(三十七) 犬の登録	
(三十七) 犬の登録		(三十八) 犬の登録	
(三十八) 犬の登録		(三十九) 犬の登録	
(三十九) 犬の登録		(四十) 犬の登録	
(四十) 犬の登録		(四十一) 犬の登録	
(四十一) 犬の登録		(四十二) 犬の登録	
(四十二) 犬の登録		(四十三) 犬の登録	
(四十三) 犬の登録		(四十四) 犬の登録	
(四十四) 犬の登録		(四十五) 犬の登録	
(四十五) 犬の登録		(四十六) 犬の登録	
(四十六) 犬の登録		(四十七) 犬の登録	
(四十七) 犬の登録		(四十八) 犬の登録	
(四十八) 犬の登録		(四十九) 犬の登録	
(四十九) 犬の登録		(五十) 犬の登録	
(五十) 犬の登録		(五十一) 犬の登録	
(五十一) 犬の登録		(五十二) 犬の登録	
(五十二) 犬の登録		(五十三) 犬の登録	
(五十三) 犬の登録		(五十四) 犬の登録	
(五十四) 犬の登録		(五十五) 犬の登録	
(五十五) 犬の登録		(五十六) 犬の登録	
(五十六) 犬の登録		(五十七) 犬の登録	
(五十七) 犬の登録		(五十八) 犬の登録	
(五十八) 犬の登録		(五十九) 犬の登録	
(五十九) 犬の登録		(六十) 犬の登録	
(六十) 犬の登録		(六十一) 犬の登録	
(六十一) 犬の登録		(六十二) 犬の登録	
(六十二) 犬の登録		(六十三) 犬の登録	
(六十三) 犬の登録		(六十四) 犬の登録	
(六十四) 犬の登録		(六十五) 犬の登録	
(六十五) 犬の登録		(六十六) 犬の登録	
(六十六) 犬の登録		(六十七) 犬の登録	
(六十七) 犬の登録		(六十八) 犬の登録	
(六十八) 犬の登録		(六十九) 犬の登録	
(六十九) 犬の登録		(七十) 犬の登録	
(七十) 犬の登録		(七十一) 犬の登録	
(七十一) 犬の登録		(七十二) 犬の登録	
(七十二) 犬の登録		(七十三) 犬の登録	
(七十三) 犬の登録		(七十四) 犬の登録	
(七十四) 犬の登録		(七十五) 犬の登録	
(七十五) 犬の登録		(七十六) 犬の登録	
(七十六) 犬の登録		(七十七) 犬の登録	
(七十七) 犬の登録		(七十八) 犬の登録	
(七十八) 犬の登録		(七十九) 犬の登録	
(七十九) 犬の登録		(八十) 犬の登録	
(八十) 犬の登録		(八十一) 犬の登録	
(八十一) 犬の登録		(八十二) 犬の登録	
(八十二) 犬の登録		(八十三) 犬の登録	
(八十三) 犬の登録		(八十四) 犬の登録	
(八十四) 犬の登録		(八十五) 犬の登録	
(八十五) 犬の登録		(八十六) 犬の登録	
(八十六) 犬の登録		(八十七) 犬の登録	
(八十七) 犬の登録		(八十八) 犬の登録	
(八十八) 犬の登録		(八十九) 犬の登録	
(八十九) 犬の登録		(九十) 犬の登録	
(九十) 犬の登録		(九十一) 犬の登録	
(九十一) 犬の登録		(九十二) 犬の登録	
(九十二) 犬の登録		(九十三) 犬の登録	
(九十三) 犬の登録		(九十四) 犬の登録	
(九十四) 犬の登録		(九十五) 犬の登録	
(九十五) 犬の登録		(九十六) 犬の登録	
(九十六) 犬の登録		(九十七) 犬の登録	
(九十七) 犬の登録		(九十八) 犬の登録	
(九十八) 犬の登録		(九十九) 犬の登録	
(九十九) 犬の登録		(一百) 犬の登録	
(一百) 犬の登録		(一百一) 犬の登録	
(一百一) 犬の登録		(一百二) 犬の登録	
(一百二) 犬の登録		(一百三) 犬の登録	
(一百三) 犬の登録		(一百四) 犬の登録	
(一百四) 犬の登録		(一百五) 犬の登録	
(一百五) 犬の登録		(一百六) 犬の登録	
(一百六) 犬の登録		(一百七) 犬の登録	
(一百七) 犬の登録		(一百八) 犬の登録	
(一百八) 犬の登録		(一百九) 犬の登録	
(一百九) 犬の登録		(一百十) 犬の登録	
(一百十) 犬の登録		(一百一十一) 犬の登録	
(一百一十一) 犬の登録		(一百一十二) 犬の登録	
(一百一十二) 犬の登録		(一百一十三) 犬の登録	
(一百一十三) 犬の登録		(一百一十四) 犬の登録	
(一百一十四) 犬の登録		(一百一十五) 犬の登録	
(一百一十五) 犬の登録		(一百一十六) 犬の登録	
(一百一十六) 犬の登録		(一百一十七) 犬の登録	
(一百一十七) 犬の登録		(一百一十八) 犬の登録	
(一百一十八) 犬の登録		(一百一十九) 犬の登録	
(一百一十九) 犬の登録		(一百二十) 犬の登録	
(一百二十) 犬の登録		(一百二十一) 犬の登録	
(一百二十一) 犬の登録		(一百二十二) 犬の登録	
(一百二十二) 犬の登録		(一百二十三) 犬の登録	
(一百二十三) 犬の登録		(一百二十四) 犬の登録	
(一百二十四) 犬の登録		(一百二十五) 犬の登録	
(一百二十五) 犬の登録		(一百二十六) 犬の登録	
(一百二十六) 犬の登録		(一百二十七) 犬の登録	
(一百二十七) 犬の登録		(一百二十八) 犬の登録	
(一百二十八) 犬の登録		(一百二十九) 犬の登録	
(一百二十九) 犬の登録		(一百三十) 犬の登録	
(一百三十) 犬の登録		(一百三十一) 犬の登録	
(一百三十一) 犬の登録		(一百三十二) 犬の登録	
(一百三十二) 犬の登録		(一百三十三) 犬の登録	
(一百三十三) 犬の登録		(一百三十四) 犬の登録	
(一百三十四) 犬の登録		(一百三十五) 犬の登録	
(一百三十五) 犬の登録		(一百三十六) 犬の登録	
(一百三十六) 犬の登録		(一百三十七) 犬の登録	
(一百三十七) 犬の登録		(一百三十八) 犬の登録	
(一百三十八) 犬の登録		(一百三十九) 犬の登録	
(一百三十九) 犬の登録		(一百四十) 犬の登録	
(一百四十) 犬の登録		(一百四十一) 犬の登録	
(一百四十一) 犬の登録		(一百四十二) 犬の登録	
(一百四十二) 犬の登録		(一百四十三) 犬の登録	
(一百四十三) 犬の登録		(一百四十四) 犬の登録	
(一百四十四) 犬の登録		(一百四十五) 犬の登録	
(一百四十五) 犬の登録		(一百四十六) 犬の登録	
(一百四十六) 犬の登録		(一百四十七) 犬の登録	
(一百四十七) 犬の登録		(一百四十八) 犬の登録	
(一百四十八) 犬の登録		(一百四十九) 犬の登録	
(一百四十九) 犬の登録		(一百五十) 犬の登録	













		録)の登録(更新の登録を除く。)	
六十一	債権管理回収業の許可	債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第三条(債権管理回収業の許可)の債権管理回収業の許可	許可件数
六十二	会社の電子公告に係る調査機関の登録(更新の登録を除く)	会社法第九百四十二条(調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く)	許可件数
六十三	外国人の技能実習に係る監理団体の許可又は事業の区分の変更の許可	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第二十三条第一項(監理団体の許可)の監理団体の許可(更新の許可を除く。)又は同法第三十二条第一項(変更の許可等)の規定による変更の許可(同法第二十三条第一項第一号に掲げる一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。)	許可件数
六十四	通関業の許可	通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第三条第一項(通関業の許可)の通関業の許可	一件につき一万五千円
六十五	酒類若しくは酒母等の製造又は酒類の販売に係る免許	(注)酒税法(昭和二十八年法律第六号)第一条第二項(製造免許等の条件)の規定による酒類の販売業の免許に付された(三)いたる規定する条件の全部又は一部の解除は、新たに該当免許とみなす。	き九万円

<p>(二) 酒税法第七条第一項（酒類の製造免許）の規定による酒類の製造免許（試験のためにする酒類の製造免許その他政令で定める製造免許を除く。）</p> <p>(二) 酒税法第八条（酒母等の製造免許）の規定による酒母又はもろみの製造免許</p> <p>イ 酒母の製造免許 ロ もろみの製造免許</p>	<p>(三) 酒税法第九条第一項（酒類の販売業免許）の酒類の販売業又は媒介業の免許（同条第二項の規定により期限を付して行う免許を除く。）</p> <p>イ 酒類の販売業の免許で当該免許に係る酒類の全品目の販売方法につき小売に限る旨の条件の付されたものロ 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業の免許（イ又はハに該当する販売業の条件の解除の条件の免除を除く。）</p> <p>ハ イに掲げる免許に付された小売に限る旨の条件の解除</p>
(一) たばこ事業法 (昭和五十九年法律第十八号) 第十一条第一項（製造たばこの特定販売業の登録）の規定による製造たばこの特定販売業の登録	六十六
登録件数	製造たばこの販売に係る登録又は許可



項（医薬品等外国製造業者の認定）の医薬品等外国製造業者の認定による製造所の規定による登録に係る認定の区分の追加の認定（更新の認定を除く。）  
（五）医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項（医薬品等外国製造業者の保管のみを行う製造所の登録（更新の登録を除く。）  
（六）医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項（製造販売業の許可）（医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）  
（七）医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項（製造業の登録）の医療機器又は体外診断用医薬品の製造事業の登録（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）  
（八）医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項（医療機器等

登録件数	登録件数	許可件数	登録件数
一件につ き九万円	一件につ き九万円	円 き十五万	一件につ き九万円

(九) 医薬品医療機器等の医療機器等外国製造業者の登録（更新の登録を除く。）  
等法第二十三条の二十二第一項（製造販売業の許可）（医薬品医療機器等の再生医療等製品の製造販売の事業の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）  
等法第二十三条の二十二第一項（製造業の許可）の再生医療等製品の製造所に係る許可の区分の追加の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）  
等法第二十三条の二十二第一項（再生医療等製品の認定）の再生医療等製品の認定の区分の追加の認定（更新の認定を除く。）  
(十) 医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項（製造業の許可）の再生医療等製品の製造業の許可又は同条第三項において準用する医薬品医療機器等の修理業の許可の更新の許可（政令で定めるものに限り、更新の許可を除く。）  
(十一) 医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項（再生医療等製品の認定）の再生医療等製品の認定の区分の追加の認定（更新の認定を除く。）  
(十二) 医薬品医療機器等法第四十条の二第一項（医療機器の修理業の修理業の許可）の医療機器等の修理業の許可又は同条第七項の規定による修理業の区分の修理の許可（政令で事業所に係る修理区分の追加の許可（政令で

許可件数	認定件数	許可件数	許可件数
き 九 万円 一件につ	き 九 万円 一件につ	き 九 万円 一件につ	き 十五 万 円 一件につ

許可件数	登録件数	許可件数、認定件数又は登録件数
き九万円 一件につ き九万円	一件につ き九万円	一件につ き九万円

(二) 職業安定法第三十条第一項の有料の職業紹介事業の許可 (更新の許可を除く。)	許可件数	一件につき九万円
(一) 職業安定法第三十九条第一項の有料の職業紹介事業の許可 (更新の許可を除く。)	登録件数	一件につき十五万円
七十九 確定拠出年金運営管理業の登録	登録件数	一件につき十九万円
八十 在宅就業支援団体の登録	登録件数	一件につき一万五千元
八十一 有料職業紹介事業若しくは労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業の許可 (注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項(業務等)の規定による届出が同条第三項の規定により職業安定法第三十条第一項(有料職業紹介事業の許可)の規定による許可とみなされる場合における当該届出は、有料の職業紹介事業の許可とみなす。	登録件数	一件につき九万円



(三) 日本農林規格等に関する法律第五十三条(登録外国試験業者の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
八十七の二 登録生産者団体の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号)第六条(特定農林水産物等の登録)の登録又は変更	登録件数	一件につき九万円
農林水産物等の登録(登録生産者団体の登録又は同法第十五条第一項(生産者団体を追加する変更の登録)の変更の登録)	登録件数	一件につき九万円
八十七の三 輸出証明書に係る登録発行機関に係る登録認定機関の登録	登録件数	一件につき九万円
(一) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第二条(登録発行機関の登録)の登録(更新の登録)	登録件数	一件につき九万円
八十九 特定飼料等製造業者若しくは外国特定飼料等製造業者の登録又は規格設定飼料の登録(更新の登録)	登録件数	一件につき一万五千円
(二) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第七条第一項(特定飼料等製造業者の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
九十一 農山漁村滞在型林漁業体験民宿業者による登録(更新の登録)	登録件数	一件につき一万五千円
(一) 農山漁村滞在型林漁業体験民宿業者による登録(更新の登録)	登録件数	一件につき九万円
九十二 馬主の登録(馬主の登録)	登録件数	一件につき九万円
九十三 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可又は農林中央金庫等の代理業の許可	登録件数	一件につき九万円
(二) 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十号)第九十五条の二第一項(許可)の農林中央金庫代理業の許可	登録件数	一件につき九万円
(三) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第一百三十二条)第九十二条の二第一項(許可)の特定信用事業代理業の許可	登録件数	一件につき九万円
九十四 農業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第一百六十六条第一項(許可)の特定信用事業代理業の許可	登録件数	一件につき九万円
(一) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第四十八条)第八条(木材関連事業者の登録)の木材関連事業者による登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
九十五 農林中央金庫法(平成二十九年法律第五十五条の二第一項(登録)の農林中央金庫電子決済等代行業者の登録)	登録件数	一件につき九万円
(二) 農業協同組合法(平成二十九十二条の五の二第一項(登録)の特定信用事業電子決済等代行業者の登録)	登録件数	一件につき九万円
(三) 水産業協同組合法(平成百十条第一項(登録)の特定信用事業電子決済等代行業者の登録)	登録件数	一件につき九万円
九十六 法律第五十八条(競馬法(昭和二十三年法律第一百五十八号)第十九条)馬主の登録	登録件数	一件につき九万円

(四) 農林中央金庫法 第九十五条の五の七 (認定農林中央金庫電子 決済等代行事業者協会 の認定)の認定農林中 央金庫電子決済等代行 事業者協会の認定	第九十二条の五の六 (認定特定信用事業電子 決済等代行事業者協会 の認定)の認定特定信 用事業電子決済等代行 事業者協会の認定	第九十二条の五の六 (認定特定信用事業電子 決済等代行事業者協会 の認定)の認定特定信 用事業電子決済等代行 事業者協会の認定
---	--	--

認定件数	認定件数	認定件数	認定件数
一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円
許可件数	許可件数	許可件数	許可件数

(二) 商品先物取引法 (昭和二十五年法律第二 百三十九号) 第九条 (設立の許可) の会員商 品取引所の設立の許可 又は同法第七十八条 (株式会社商品取引所の 許可) の株式会社商品 取引所の許可	九十四 会員商品取引所の設立若しくは株式 会社商品取引所の許可、算定割当量に係る取 引を行う市場の開設等の認可、組織変更の認 可、商品取引所持株会社に係る認可又は第一 種特定商品市場類似施設若しくは第二種特 定信用事業電子決済等代行事業者協会の認 定の認定特定信用事業電子決済等代行事業 者協会の認定	(二) 商品先物取引法 (昭和二十五年法律第二 百三十九号) 第九条 (設立の許可) の会員商 品取引所の設立の許可 又は同法第七十八条 (株式会社商品取引所の 許可) の株式会社商品 取引所の許可	(二) 商品先物取引法 (昭和二十五年法律第二 百三十九号) 第九条 (設立の許可) の会員商 品取引所の設立の許可 又は同法第七十八条 (株式会社商品取引所の 許可) の株式会社商品 取引所の許可
---	---	---	---

認可件数	許可件数	許可件数	許可件数	認可件数
一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数

(二) 商品投資に係る 事業の規制に関する法 律(平成三年法律第六 十六号) 第三条(商品 投資顧問業者の許可) の商品投資顧問業の許 可(更新の許可を除く)				
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円	一件につ き十五万 円

(二) 株式会社商工組合 合中央金庫法(平成十 九年法律第七十四号) 第六十条の三(登録) の商工組合中央金庫電 子決済等代行業者の登 録	(二) 株式会社商工組合 合中央金庫法(平成十 九年法律第七十四号) 第六十条の三(登録) の商工組合中央金庫電 子決済等代行業者の登 録	(二) 挥発油等の品質 の確保等に関する法律 第十二条の二(揮発油 特定加工業者の登録) の登録	(二) 挥発油等の品質 の確保等に関する法律 第十二条の二(揮発油 特定加工業者の登録) の登録	(二) 挥発油等の品質 の確保等に関する法律 第十二条の二(揮発油 特定加工業者の登録) の登録
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
一件につ き九万円	一件につ き九万円	一件につ き九万円	一件につ き九万円	一件につ き九万円

七条の三第二項（揮発油生産業者に係る分析機関の登録）（同法第十一条第一項（灯油生産業者に係る分析機関の登録）又は第十七条の十二第一項（重油生産業者に係る分析機関の登録）において準用する場合を含む。）、第十七条の四第三項（揮発油輸入業者等に係る分析機関の登録）（同法第十七條の八第二項若しくは第三項又は第十七条の十二第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。）又は第十七条の四の二第二項（揮発油特定加工業者に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第四項において準用する場合を含む。）の登録（更新の登録を除く。）

認定件数	登録件数	一件につき九万円	一件につき三万円
------	------	----------	----------

（二）液化石油ガスの登録	一百液化石油ガス販売事業者の登録、保安機関の認定若しくは一般消費者等の数の増加の認可又は特定液化石油ガス器具等に係る検査の登録	（二）ガス事業法（昭和二十九年法律第五十号）第三条（事業の登録）のガス小売事業の登録	（二）電気事業法等の登録
--------------	---	--	--------------

申請件数	認可件数	一千五百円	一千五百円
------	------	-------	-------

（三）液化石油ガスの登録	（三）電気事業法等の登録	（三）電気事業法等の登録	（三）電気事業法等の登録
--------------	--------------	--------------	--------------

許可件数	認可件数	五千円	五千円
------	------	-----	-----

（四）ガス事業法第七条第一項（認定）の登録	（四）ガス事業法第七条第一項（認定）の登録	（四）ガス事業法第七条第一項（認定）の登録	（四）ガス事業法第七条第一項（認定）の登録
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------



百六 特定事業者等が設置している工場等に 係る登録調査機関の登録	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年 法律第四十九号）第八 十四条第一項（登録調 査機関の登録）の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数
百七 工業用水道事業の許可又は給水区域の 変更の許可	工業用水道事業法（昭 和三十三年法律第八十 四号）第三条第二項 （事業の届出及び許可） の工業用水管事業の許 可又は同法第六条第二 項（給水能力等の変更） の規定による変更の許 可（同法第四条第一項 第二号（事業の届出及 び許可）の給水区域の 増加に係るもの（これ らの許可を受けている 給水区域の属する市町 村内における給水区域 の増加に係るものを除 く。）に限る。）	一件につ き九万円
百八 深海底鉱業の許可又は深海底鉱区の変 更の許可	深海底鉱業暫定措置法 (昭和五十七年法律第六 十四条) 第四条第一項 (深海底鉱業の許可) の規定による変更の許 可（同法第十三条第二 項第六号（許可証）の 深海底鉱区の面積の増 加に係るものに限る。）	許可件数
百九 アルコールの製造、輸入若しくは販売 の事業又は工業用使用的許可	深海底鉱業暫定措置法 (昭和五十七年法律第六 十四条) 第四条第一項 (深海底鉱区等の変更) の規定による変更の許 可（同法第十三条第二 項第六号（許可証）の 深海底鉱区の面積の増 加に係るものに限る。）	一件につ き九万円

（二）アルコール事業 法（平成十二年法律第三十六号）第三条第一項（製造の許可）の規定によるアルコールの輸入の事業の許可	（二）アルコール事業法第二十一条第一項（販売の許可）の規定によるアルコールの販売の事業の許可	（三）アルコール事業法第二十六条第一項（使用的許可）の規定によるアルコールの使用の許可又は同法第三十条（準用）において準用する同法第八条第一項（変更の許可等）の変更の許可（同法第二十六条第二項第六号の使用施設ごとのアルコールの用途の増加に係るものに限る。）	（四）航空機若しくは航空用機器の製造事業の許可又は事業の区分の変更の許可	（五）航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条の二（事業の許可）の航空機若しくは特定機器の製造若しくは修理の事業の許可又は同法第二条の八第一項（事業の区分の変更）の規定による変更の許可（同法第二条の六第二項第三号（許可証）の事業の区分の増加に係るものに限る。）
許可件数	許可件数	許可件数	許可件数	許可件数
一件につき九万円	一件につき一万五千円	一件につき九万円	一件につき十五万円	一件につき十五万円
（一）	（二）	（三）	（四）	（五）

		申請件数
百十四 計量器の校正等に係る事業者の登録 又は認定特定計量証明事業者の認定		一件につき九万円 (既に掲げる登録を受けている者は、一万五千円)
(一) 計量法第百四十一項(登録)の 計量器の校正等に係る 事業者の登録(更新の 登録を除く。)	申請件数	一件につき九万円 (既に掲げる登録を受けている者は、一万五千円)
(二) 計量法第一百二十 一条の二(認定)の認 定特定計量証明事業者 の認定(更新の認定を 除く。)	認定件数	一件につき九万円 (既に掲げる登録を受けている者は、一万五千円)
百十五 回路配置利用権の設定登録等事務に 係る登録機関の登録	登録件数	一件につき九万円 (既に掲げる登録を受けている者は、一万五千円)
(一) 工業所有権に關 する手続等の特例に關 する法律(平成二年法 律第三十号)第九条第 一項(登録情報処理機 関の登録)の登録(更 新的の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円 (既に掲げる登録を受けている者は、一万五千円)
査機関の登録	登録件数	一件につき九万円 (既に掲げる登録を受けている者は、一万五千円)
百十六 工業所有権に關する手續に係る登録 情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調 査機関の登録	登録件数	一件につき九万円 (既に掲げる登録を受けている者は、一万五千円)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律  
第二十四条第二項（鉄道事業再構築実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による鉄道事業再構築実施計画の認定、同法第二十七条の七第三項（貨客運送効率化実施計画の認定）  
十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれを同条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、同法第二十七条の七第三項（貨客運送効率化実施計画の認定）  
十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれを同条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨客運送効率化実施計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十三条第三項（鉄道利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による鉄道利便増進実施計画の認定又は当該許可とみなし、都市鉄道等利便増進法第十一条第一項（軌道法の特例）、流通業務総合効率化促進法第十四条第一項（軌道法の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十一条第一項若しくは第二項（軌道法の特例）、第二十七条の九（軌道法の特例）、第二十七条の十七（軌道法の特例）若しくは第三十三条第一項（軌道法の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十七条（軌道法の特例）の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定、流通業務総合効率化促進法第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項（軌道運送高度化実施計画の認定）（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による軌道運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の七第三項の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨客運送効率化実施計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十六条第三項（軌道利便







の登録)の登録(更新)	百三十二 船舶保安規程の審査等に係る船舶の登録	百三十二 船舶保安規程の審査等に係る船舶の登録を除く。	百三十二 船舶保安規程の審査等に係る船舶の登録	百三十二 船舶保安規程の審査等に係る船舶の登録を除く。
港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)	第二十条第一項(船級協会の登録)	第二十条第一項(船級協会の登録)	第二十条第一項(船級協会の登録)	第二十条第一項(船級協会の登録)
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十一年法律第六十一条号)	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十一年法律第六十一条号)	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十一年法律第六十一条号)	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十一年法律第六十一条号)	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十一年法律第六十一条号)
船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録	船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録	船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録	船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録	船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録
(注) 流通業務総合効率化促進法第十二条第一項(海上運送法の特例)又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十条(海上運送法の特例)、第二十七条の五第一項(海上運送法の特例)、第二十七条の十九(海上運送法の特例)若しくは第三十五条第一項(海上運送法の特例)の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十九条第三項(海上運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による海上運送高度化実施計画の認定(同法第二十七号の三第二項(地域旅客運送サービス継続実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による地域公共交通の認定)、同法第二十七号の二第一項(登録船舶職員養成施設の登録)の登録(更新の登録を除く。)	百三十三 船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録	百三十三 船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録	百三十三 船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録	百三十三 船舶運航事業の許可又は登録安全統括管理者講習機関若しくは登録運航管理者講習機関の登録

百三十四 港湾運送事業の許可	百三十四 港湾運送事業の許可	百三十四 港湾運送事業の許可	百三十四 港湾運送事業の許可	百三十四 港湾運送事業の許可
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
き九万円	き九万円	き九万円	き九万円	き九万円
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
(五) 海上運送法第三十二条の四十第一項(登録運航管理機関の登録)の登録運航管理機関の登録(更新の登録を除く。)	(四) 海上運送法第三十二条の二十六(登録安全統括管理者講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	(三) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二第三項第三号(海技免状更新講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)	(二) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項(海技免許講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)	(一) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二第三項第三号(海技免状更新講習の登録)の登録(更新の登録を除く。)

百三十五 内航海運業の登録	百三十五 内航海運業の登録	百三十五 内航海運業の登録	百三十五 内航海運業の登録	百三十五 内航海運業の登録
登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数
き九万円	き九万円	き九万円	き九万円	き九万円
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
(四) 檢数事業の許可、鑑定事業の許可	(三) はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可	(二) 港湾荷役事業の許可	(一) 港湾運送事業の許可	(新規事業の許可)

号) 第五十五条第一項				
許可件数	許可件数	許可件数	許可件数	許可件数
き九万円	き九万円	き九万円	き九万円	き九万円
一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円	一件につき九万円
(注) 海上運送法第三十六条(船員派遣事業の許可)の特例)の規定により船員派遣事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第三十五条第三項(日本船舶・船員確保計画)(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による日本船舶・船員確保計画の認定は、当該許可とみなす。				

(二) 航空法第百三十 二条の二十四（登録検 査機関の登録）の登録 (更新の登録を除く。)	航空法第二百三十 二条の六十九（登録講 習機関の登録）の登録 講習機関の登録（更新 の登録を除く。）	登録件数 登録件数	登録件数 登録件数
(三) 航空法第二百三十 二条の八十二（登録更 新講習機関の登録）の 登録更新講習機関の登 録（更新の登録を除く の登録を除く。）	登録件数 登録件数	登録件数 登録件数	登録件数 登録件数
百三十九 貨物利用運送事業の登録若しくは 許可又は事業計画の変更の認可 (注) 中心市街地の活性化に関する法律（平成 二十年法律第九十二号）第五十七条第一項、第 三項若しくは第四項（貨物利用運送事業法の 特例）、地域再生法第十七条の五十六第一項 (貨物利用運送事業法の特例)、流通業務総合 効率化促進法第八条第一項若しくは第二項（貨 物利用運送事業法の特例）、地域公共交通の活 性化及び再生に関する法律第三十四条第一項 (貨物利用運送事業法の特例)、福島復 興再生特別措置法第七十一条第一項（流通機 能向上事業に係る許認可等の特例）又は都市 の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第一 項（貨物利用運送事業法の特例）の規定に より第一種貨物利用運送事業の登録又は変更 登録を受けたものとみなされる場合における 中心市街地の活性化に関する法律第四十八条 第一項（認定特定民間中心市街地活性化事業 計画の変更等）の規定による認定特定民間中 心市街地活性化事業計画の変更の認定、地域 活性化事業計画の認定若しくは同法第四十九条 第一項（認定特定民間中心市街地活性化事業 計画の変更等）の規定による認定特定民間中 心市街地活性化事業計画の変更の認定、地域 再生法第十七条の五十五第三項（住宅団地再 生貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七 項において同じ。）の規定による住宅団地再生貨 物運送共同化実施計画の認定、流通業務総合 効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画 の認定）の規定による総合効率化計画の認定 若しくは流通業務総合効率化促進法第五条第	一件につ き九万円 一件につ き九万円 一件につ き九万円 き九万円	一件につ き九万円 き九万円 き九万円 き九万円	

一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の七第三項（貨客運送効率化実施計画の認定）（同条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、福島復興再生特別措置法第七条第十四項（福島復興再生計画の認定）の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の二第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨客運送共同化実施計画の認定は当該登録又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該登録又は変更登録とみなし、地域再生法第十七条の五十七第一項（貨物利用運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第七十一条第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の十三第一項（貨物利用運送事業法の特例）、福島復興再生特別措置法第四条第一項の規定による総合効率化促進法第三十五条第一項（貨物利用運送事業法の認定若しくは流通業務総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化促進法第五条第一項の規定による総合効率化促進法第六条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の七第三項の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、福島復興再生特別措置法第七条第十四項の規定による福島復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送

(二) 貨物利用運送事業法第三条第一項(登録)の第一種貨物利用運送事業の登録		(二) 貨物利用運送事業法第七条第一項(変更登録等)の変更登録		(二) 貨物利用運送事業法第四条第一項第四号(登録の申請)の利用運送に係る運送機関の種類若しくは利用運送の区域若しくは区間の増加に係るもの(財務省令で定めるものに限る。)又は同号の業務の範囲の増加に係るものに限る。)		(三) 貨物利用運送事業法第二十条(許可)の第二種貨物利用運送事業の許可		(四) 貨物利用運送事業法第二十五条第一項(事業計画及び集配事業計画)の事業計画の変更の認可(財務省令で定めるものに限る。)		(五) 貨物利用運送事業法第三十五条第一項(登録)の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業の登録		(六) 貨物利用運送事業法第三十九条第一項(変更登録等)の変更登録(同法第四条第一項第四号の利用運送の区間又は業務の範囲の増加に係るものに限る。)		(七) 貨物利用運送事業法第四十五条第一項(許可)の船舶運航事業	
許可件数	登録件数	登録件数	認可件数	許可件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数	登録件数				
一件につき十二万円	千円	一件につき一万五円	き九万円	一件につき二万円	円	一件につき十二万円	円	一件につき一万五円	き九万円	一件につき一万五円	き九万円				

(一) 國際觀光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)		登録件数	
(三) 第三条(ホテルの登録)		き十五万円	
(二) 國際觀光ホテル整備法第十八条第一項(旅館の登録)の旅館の登録		き九万円	
修機関の登録	登録件数	登録件数	登録件数
百四十一の二 全国通訳案内士に係る登録研修機関の登録	登録件数	登録件数	登録件数
百四十二 旅行業、旅行業者代理業若しくは旅行サービス手配業の登録又は旅程管理業務等に係る登録研修機関の登録	登録件数	登録件数	登録件数
(注) 觀光圏の整備による觀光旅客の來訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第十二条第一項(旅行業法の特例)、奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項(旅行業法の特例)又は小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項(旅行業法の特例)の規定により旅行業者代理業の登録を受けたものとみなされる場合における觀光圏の整備による觀光旅客の來訪及び滞在の促進に関する法律第八条第三項(觀光圏整備実施計画の認定)、(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による觀光圏整備実施計画の認定、奄美群島振興開発特別措置法第十八条第一項(産業振興促進計画の認定)(同法第十三条第一項(認定産業振興促進計画の変更)において準用する場合を含む。)の規定による産業振興促進計画の認定又は小笠原諸島振興開発特別措置法第十八条第一項(産業振興促進計画の変更)の規定による準用する場合を含む。)の規定による産業振興促進計画の変更)において準用する場合を含む。)の規定による	き九万円	き九万円	き十五万円





口 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第二項第六号の使用済小型電子機器等の収集、運搬若しくは処分を行う者又は業務の種別（その者が行う収集、運搬又は処分の別をいう）の増加に係る再資源化事業計画の変更の認定		百五十六の三 使用済プラスチックによる資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十九条第三項（自主回収・再資源化事業計画の認定）の規定による自主回収・再資源化事業計画の認定		百五十六の三 使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業計画又はプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業計画の認定		百五十六の三 使用済プラスチックによる資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十九条第三項（再資源化事業計画の認定）の規定による再資源化事業計画の認定（同条第一項第二号に掲げる者が受けるものに限る。）	
（一）環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第二百三十号）第十二条第一項（人材認定等事業の登録）の認定件数		（二）環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第二百三十号）第十二条第一項（人材認定等事業の登録）の認定件数		（一）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十九条第三項（自主回収・再資源化事業計画の認定）の規定による自主回収・再資源化事業計画の認定		（二）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十九条第三項（再資源化事業計画の認定）の規定による再資源化事業計画の認定（同条第一項第二号に掲げる者が受けるものに限る。）	
認定件数	登録件数	認定件数	登録件数	認定件数	登録件数	認定件数	登録件数
千円 き一万五 き一つ	千円 き一万五 き一つ	千円 き十五万 き十五万	千円 き十五万 き十五万	千円 き十五万 き十五万	千円 き十五万 き十五万	千円 き三万 き三万円	千円 き三万 き三万円

録	第三十三条の六第一項 (特別国際種事業者の登 録)の特別国際種事業 者の登録(更新の登 録)を除く。)	登録件数 き九万円	登録件数 き九万円	一件につ き九万円
十三 条第一 項(個 体等 の登 録機 関の 登 録)の 登	ある野生動植物の種の 保存に関する法律(平 成四年法律第七十五号)	登録件数 き九万円	登録件数 き九万円	一件につ き九万円
(二) 絶滅のおそれの ある野生動植物の種の 保存に関する法律(平 成四年法律第七十五号)	百五十九 特別国際種事業者の登録又は国際 希少野生動植物種の個体等に係る個体等登録 機関、事業登録機関若しくは認定機関の登録 の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 き九万円	登録件数 き九万円	一件につ き九万円
登 録 機 関 の 登 録	(二) 絶滅のおそれの ある野生動植物の種の 保存に関する法律(平 成四年法律第七十五号)	登録件数 き九万円	登録件数 き九万円	一件につ き九万円







二十三	社 赤 十 字 日本	二十二	法第二十三条第一項第九号（業務）の業務の用に供する建物の所有権の登記を目的とする抵当権の設定の登記
号) 第百八 五 年法律 二十二 和 昭 農業保 法 律 第三 五 日本赤	号) 百 七 律 第三 五 日本赤	法(昭 和二十 七年法 日本赤	法(昭 和二十 七年法 日本赤
二 共 農 業 共 農 業 組 合 及 び 農 業 共 農 業 連 合 會	一 事 務 所 用 建 物 の 所 有 權 の 取 得 登 記 又 は 當 該 建 物 の 用 に 供 す る 場 合 を 含 む 。) の 規 定 に 由 る 損 害 の 額 の 認 定 の 業 務 の 用 に 供 す る 建 物 の 取 得 登 記	二 農 業 保 險 法 第 二 百 三 十 一 條 第 一 項 (損 害 認 定 ) 第 百 七 十 二 條 (準 用 ) 、 第 百 七 十 四 條 (準 用 ) 及 び 第 百 八 十 七 條 (準 用 )	日本赤十字社法第 二十七條（業務）の業務の用に供する建物若しくは船舶の所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記

二十四 農業 組合 協同組 合連合 会	農業 組合 協同 法	用に供する土地の 記又は當該施設の 権利の取得登記
	医療法（昭和二十 九年法律第二百五 号）第三十一条 （公的医療機関） に規定する病院若 しくは診療所、介 護保険法第八条第 二十八項（定義） に規定する介護老 人保健施設若しく は同条第二十九項 に規定する介護医 療院若しくは老人 福祉法（昭和三十 八年法律第二百三十 三号）第二十条の 五（特別養護老人 ホーム）に規定す る特別養護老人ホ ームの用に供する 建物の所有権の取 得登記又は當該建 物の敷地の用に供 する土地の権利の 取得登記	の登記 に該当 するも ること のであ ること を証す る財務 省令で 定める 書類の 添付が あるも の。 に限 る。
		第三欄